

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- ・当社はコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題ととらえ、株主・投資家の皆様をはじめとする社会全体に対して、経営の透明性を高め公正な経営を進めています。
- ・そのために、「人間重視」の考えの下、健全な企業風土づくりを進めるとともに、経営の監督機能の強化など様々な施策を講じています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1 - 2 - 4】 株主総会における権利行使(議決権行使PF、招集通知英訳)

現在、当社は、議決権行使のプラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳などは行っておりませんが、株主構成などを勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則 3 - 1 - 2】 英語での情報開示・提供

現在、当社の株主における海外投資家の比率は、相対的に低い状況であります。海外投資家の比率などの動向をみて当社が必要であると判断した場合は、英訳による情報提供などを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1 - 4】 いわゆる政策保有株式

当社は新規に株式を政策保有するに際しては、事業戦略、取引関係など総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資するように検討を行っています。また、当社の利益に資することを前提として、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するよう議決権を行使いたします。

【原則 1 - 7】 関係当事者間の取引

当社が当社役員と取引を行う場合には、取締役会規則および取締役会附議基準に基づき、当該取引につき重要な事実を取締役会に上程し、決議しています。また当社が主要株主等と取引を行う場合にも、取締役会附議基準に基づき、取引の重要性の高いものについて、取締役会に上程し、決議しています。

【原則 3 - 1】 情報開示の充実

当社は、コーポレートガバナンスを、当社が本来有する力を最大限に発揮するように経営の効率性を高め、持続的成長と企業価値の最大化を担保するシステムと定義しております。当社は、この実現のため、職務執行機能を明確にし、企業内意思決定の効率化と適正化を図るとともに、関連諸規定の整備やそれを運用する体制を構築して、当社グループ全体における業務の適正を確保しています。当社は、コーポレート・ガバナンスの不断の改善を進め、株主をはじめとするステークホルダーの皆様にも長期にわたって、信頼され、ご愛顧いただくことを目指します。

【補充原則 4 - 1 - 1】 取締役会の役割・責務(1)(経営陣に対する委任の範囲)

取締役会、経営会議、業務決裁書などで、意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な附議・報告基準を定め、取締役会、経営会議の決議または業務決裁書による社長、本部長、各部署長決裁により決定しています。また、業務執行責任者および社内部署長の職務権限、職務分掌などについても、社内規程により明確化しており、組織変更に応じて、常に見直しが行なわれる仕組みを構築しています。

【原則 4 - 8】 独立社外取締役の有効な活用

複数名の社外取締役の選任について、コーポレートガバナンス・コードは会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できる資質を十分に備えた人選を求めていますので、当社はその求めに応じて2名の社外取締役を選任しております。その筆頭者が代表取締役、常勤監査役、各取締役、および経営陣等と意見・情報交換を行い、認識共有できるように定期的に会合を開催し、その責務を十分に果たせる体制整備をいたしました。

【原則 4 - 9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、社外取締役の候補者の選定にあたり、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し、率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

【補充原則 4 - 11 - 1】 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社では現在13名の取締役が就任しており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えております。またその内訳も、各事業の経営や様々な課題に精通した方々であり、社外取締役も含め、知識・経験・能力やグローバルな視点など、バランスのとれた構成をしています。取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の規模・考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則 4 - 11 - 2】 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況

事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の兼任の状況を開示しております。

【補充原則 4 - 11 - 3】 取締役会の実効性評価

(1)原則月1回取締役会を開催し、重要案件をタイムリーに審議・決議しております。

- (2) 資料をあらかじめ配布あるいは説明のうえ、取締役会で十分な審議時間を確保して活発な議論を行い、経営課題について十分に検討を行っています。
- (3) 営業・技術・生産などの様々な経験を持つ取締役および企業経営に資する豊富な経験・知識を持つ社外役員により経営課題を多角的な視点から検討しております。
- (4) より戦略的な議論を行うべく、適宜、取締役会で決議すべき事項を見直してまいります。

〔補充原則 4 - 14 - 2〕 取締役・監査役のトレーニング
当社は、取締役・監査役に必要な知識習得と役割と責任の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しております。また、社外研修の受講も行っております。さらに知識更新の機会として社外セミナーや社内講習会への参加の機会を積極的に創出しております。

〔原則 5 - 1〕 株主との建設的な対話に関する方針
当社は、会社法、金融商品取引法その他関係法令に従った法定開示およびIR等の任意開示により、必要十分な情報の適時・適切な開示を行い、株主との建設的な対話を行えるように努めております。また、マスメディアやホームページを通して情報配信を行い、株主をはじめ多くのステークホルダーに必要な情報が広く行き届くように努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	8,360,232	34.12
豊田通商株式会社	1,554,000	6.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,229,600	5.01
林テレンブ株式会社	1,041,000	4.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	957,000	3.90
株式会社りそな銀行	862,800	3.52
KISCO株式会社	765,200	3.12
住友化学株式会社	400,000	1.63
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	354,100	1.44
東亜合成株式会社	301,000	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
天野 利紀	他の会社の出身者											○
新井 民夫	学者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
天野 利紀	○	――	長年にわたり経営者として活躍され、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営戦略に活かしていただくため。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。

新井 民夫	○	_____	過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、長年にわたり生産システムの研究者および大学教授としての経験により培われた専門的な知識・経験を有しておられることから当社の経営戦略に活かしていただくため。 また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
-------	---	-------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査役は、定期的に会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の共有化を図るとともに、随時、会計監査人との会合を実施しています。
- ・他の部門から独立する監査室は、監査役が行う業務監査と連携して内部監査を行うとともに、常に有効な監査環境の整備を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大井 祐一	他の会社の出身者							○		○				
山田 美典	公認会計士													○
吉田 浩二	他の会社の出身者									○				

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

大井 祐一		・平成30年6月、社外監査役就任	・外部の視点による客観性も重視し、広い分野における高い見識から監査をしていただくため。
山田 美典	○	・平成27年6月、社外監査役就任 ・独立役員に指定しております。	・公認会計士および税理士としての豊富な経験・知識等を当社の監査体制に活かしていただくため。
吉田 浩二		・平成28年6月、社外監査役就任	・外部の視点による客観性も重視し、広い分野における高い見識から監査をしていただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は業績を加味した賞与としています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において取締役の支払報酬額、退職慰労金、役員賞与金を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬、賞与および退職慰労金は、株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、取締役会の一任を受けた代表取締役が、個々の取締役の職務と責任および実績等を勘案して決定することになっています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・監査役の業務補助のため監査役付社員を置く。当該社員は監査役を含め社外役員に対して、業務の補助の他事前に取り決めた事項の伝達、会社とのスケジュール調整など各種のサポート業務を行う。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・取締役は「経営理念」「行動指針」などを共有し、誠実性と倫理的価値観を徹底し業務を執行しています。
- ・取締役会、経営会議、各機能会議等、組織を横断した会議体において各取締役間の相互牽制による自己監査機能を働かせた意思決定を行っています。
- ・コーポレートガバナンス委員会など全社横断的な5つの委員会を通じ業務執行の適正性を確保しています。
- ・経営環境の変化に対応した機動的な経営体制の構築、事業年度における経営責任の一層の明確化を目的に、取締役任期を1年としています。
- ・監査役会設置会社として、常勤監査役1名および独立役員1名を含む社外監査役3名の体制をもって、主要な会議に出席し、決裁書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じ取締役または使用人に事業の報告を求める等により、取締役の職務の執行を監査し、経営監視機能を果たしています。

- ・監査役と代表取締役とは定期的な情報交換の場を通じ、情報の共有化をはかることにしています。
- ・監査役は、適宜、会計監査人から監査内容について説明を受け、情報の交換を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、株主総会をはじめ取締役会、監査役会、会計監査人の法定の機関による経営監視機能を備えるとともに、経営会議、各機能会議およびコーポレート・ガバナンス委員会などの5つの委員会を設置し、組織を横断した会議体による相互牽制や社外監査役を含む各監査役が各種会議体・委員会へ出席し、客観的評価に基づく発言をすることによりその監督・監視の実効性を高めています。今回より経営者としての長年の経験や生産システムの専門的知識・経験を有する社外取締役を2名選任することにより、取締役会による業務執行に対する監督機能がさらに強化されたと考えております。

また、内部監査、監査役監査、会計監査の各監査がそれぞれの連携のうえ機能していることから、会社の意思決定、業務執行の適法性、有効性、効率性が十分に担保される体制を整備していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	例年、より多くの株主にご出席いただけるよう、1週間程度早め、集中日以外の日に株主総会を開催しています。
その他	・総会に出席される株主の皆様の利便性を図るため、最寄のＪＲ浜松駅より送迎バスを運行しています。 ・より多くの株主の皆様に出席いただけるよう、総会会場を広い場所へ変更しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、商品紹介や最新情報の掲載。 また、株主総会情報として招集通知、決議通知を掲載。	
その他	平成30年6月5日に浜松経済記者クラブの記者のみなさんを対象に決算説明会を開催し、当社の決算内容・事業の取組みについて情報提供ならびに質疑応答を実施しました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域の環境保全活動への参加を行いました。(平成30年5月13日 ウエルカメクリーン作戦、平成30年6月3日 しんしろクリーンフェスタ)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーとのより良い関係作りのために、当社の活動情報を随時及び適正に開示するよう努めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムについての基本的な考え方
当社の「内部統制システム」は、「人材育成」と各部門における「業務執行プロセス」の中に、組織を横断した牽制機能・チェック機能を組み込むことを基本に構築する。
2. 内部統制システムの整備に関する基本方針
 - (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役は「経営理念」、「行動指針」などを共有し、誠実性と倫理的価値観を徹底して業務を執行する。
 - 2) 取締役会、経営会議、各機能会議など、組織を横断した会議体による全社的に統制の取れた意思決定および相互牽制を実現する。
 - 3) 全社横断的な委員会を通じ業務執行の適正性を確保する。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 情報の保存および管理は、情報管理基準を遵守し適切に行う。
 - 2) 社外に開示する情報は、情報開示基準により重要情報の網羅性および適正性を確保する。
 - 3) 取締役の職務執行に関する情報は、文書管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理する。また、取締役および監査役は、必要に応じ情報の記録を閲覧できる。
 - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 予算制度、業務決裁基準などにより、資金の流れを中心にして重要案件をチェックする。
 - 2) 適正な財務報告の確保に取り組むとともに、適時適正な情報開示を行う。
 - 3) 「危機管理委員会」を全社のリスク管理の統括組織とし、想定されるリスクの洗い出しとリスク回避策の審議、決定を行う。
 - 4) 災害(地震・火災など)発生時の全社危機管理マニュアルの定期的な見直し、整備および実地訓練を実施する。
 - 5) リスク発生に備え、コスト平準化を考慮した適切な保険付保を行う。
 - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 5本部(管理本部、営業本部、品質保証本部、技術本部、生産本部)による効率的経営を行う。
 - 2) 本部長(現場の最高責任者)である取締役は、「経営」と「業務執行」の両面から常に状況を把握し現場重視の効率的経営を行う。
 - 3) 中期経営計画、年度会社方針などにより意思の統一を図る。
 - 4) 必要に応じて社外の専門家からのアドバイスを受け効率的経営を行う。
 - (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 職位(資格)別教育などによりコンプライアンス意識の徹底を図る。
 - 2) 「業務分掌規程」「職務権限規程」により各組織の役割や責任を明確にして業務を執行する。
 - 3) 人材育成とともに牽制機能のための人事ローテーションを実施する。
 - 4) コンプライアンスに関する相談窓口の周知徹底を図り、法令や定款などに違反する行為の事前防止や情報収集を図る。
 - (6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) グループ全体で「経営理念」などを共有し、誠実性と倫理的価値観を徹底する。
 - 2) 兼務役員が、毎月子会社の取締役会などに出席し子会社の業務遂行状況を把握する。
 - 3) 国内外のグループ会社との定例的な会議などを通じ、グループ各社の状況を把握・管理する。
 - (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は業務補助のため監査役付社員を置く。
 - (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役付社員の人事については、取締役と監査役(監査役会)との事前協議による。
 - (9) 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役付社員は、その職務にあたっては監査役の指示のみに従うものとする。
 - (10) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 取締役は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
 - 2) 取締役および使用人は、定期的または随時監査役に対し業務報告を行う。
 - (11) 取締役および使用人が監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格などの懲戒処分や、配置転換などの人事上の措置などいかなる不利益な取扱いも行わない。
 - (12) 監査役は職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は職務の執行について生じる費用などを支弁するため、毎期、一定の予算を設定する。
 - (13) その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 常勤監査役は主要な会議に出席し、決裁書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧する。
また、必要に応じ取締役または使用人にその説明を求める。
 - 2) 監査役と代表取締役とは定期的な情報交換の場を通じ、情報の共有化を図る。
 - 3) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 - (1) 当社は法令・社会規範などの遵守を徹底し、社会全体に対して、経営の透明性を高め公正な経営を目指す。
 - (2) よって、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を完全に遮断する。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - (1) 当社は反社会的勢力排除について「取締役倫理規定」、「行動規範」に明確に規定している。役員および社員などは、これらを共有し、誠実性と倫理的価値観を徹底して業務を遂行する。

- (2) 反社会的勢力による不当要求などに備え、総務部を所管部署とし、対応マニュアルを整備、外部専門機関との定期会合に出席し情報交換をするなど、連携強化を心がけている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

【適時開示の方針】

当社は、「適時開示規則」で定める情報およびそれに準拠した情報ならびに、その他株主・投資家が当社の理解を深める上で有用と判断される情報を積極的に開示しております。

【適時開示に係る社内体制】

1. 報告体

有価証券報告書などの記載事項は経理部により集約・整理され、その重要性に応じたチェック体制を整備しております。また、各部門などは「適時開示規則」と照合後、経理部および総務部へ報告しております。

2. 監査体制

上記報告体制の運用について、監査役において適性に監査を行っております。
また、監査役および監査役会において社内体制の監査を行っております。

3. 東京証券取引所への適時開示

情報管理責任者は、法定事実および決算情報について取締役会承認後、適時開示を行っております。また、発生事実についても発生後適時開示を行っております。